

法律談 45

法相 R

自由民主党の若手議員の勉強会の一つに「文化芸術懇話会」という団体がある。平成27年6月25日に自由民主党本部にて初会合が開催され、その際、作家の百田尚樹氏が招かれた。その設立目的は、「芸術家との意見交換を通じて、心を打つ政策芸術を立案し、実行する知恵と力を習得すること」だそうだが、この会の構成メンバーは安倍晋三首相に考え方が近い自民党国会議員で構成されていると聞く。自民党内の若手リベラル派と称される国会議員らが「過去を学び、分厚い保守政治を目指す若手議員の会」を立ち上げたことに呼応して、その対抗軸として結成されたとの報道もなされ、北海道選出の国会議員も参加している。

そして、この初会合の際、安全保障関連法案を批判する報道に対し、「マスコミをこらしめるためには広告料収入をなくせばいい、文化人が経団連に働きかけてほしい」「悪影響を与えている番組を発表し、そのスポンサーを列挙すればいい」との声が一部の国会議員からあがったそうである。なお、招かれた百田尚樹氏も、国会議員から、沖繩の世論は「ゆがんでいる」とし

た上で、「正しい方向に持って行くにはどうすればいいのか」という質問をされた際、沖繩タイムズと琉球新報を「絶対つぶさなアカン」メディアであると発言をしたそうである。

昨今の自由民主党の動きを見ると、その実質が「改正」なのか「創憲」なのかという呼称の問題は別として、いかなる内容の憲法改正を行うべきであるのかという議論が各政党内にて活発になされている中、憲法第96条所定の憲法改正手続規定の要件を緩やかにする方向の動きがなされてきた。また、安全保障関連法案の審議の過程にて、何名かの憲法学者から、同法案は憲法第9条に違反するという見解が述べられてきたにもかかわらず、平成27年7月3日、安倍晋三首相は、「政治家は憲法学者と違って国民の命を守る義務がある」と述べ、憲法学者がいかなる見解を述べようとも同法案を可決することの重要性を説いた。

いるのだと思う。従って、我が国の利益を諸外国と連携してどのように図っていくのかを絶えず考えていくことは政治家の大きな役割であろう。

しかしながら、私は個人的にこれら一連の動きにとっても不安を感じている。第二に、安全保障関連法案の審議を通じ、紛れもなく我が国の最高法規である「憲法」がこれほどまでに軽く取り扱われていることに驚愕する。憲法学者は自らの寄って立つ立場から国民の命を守ろうとし、違憲の見解を述べているのであり、国民の命の大切さをないがしろにして意見を披瀝しているわけではない。この安倍晋三首相の発言は、大きく変容してきた国際情勢の中で、安全保障関連法を制定すれば国民の命が守られるという必要性を強調する論法であり、国民の命を守る義務がない憲法学者の意見は無責任な意見だと断じているがごときである。また、同関連法案が憲法第9条に違反しないという具體的な根拠もなく、上記必要性から下位法規である法律が憲法に優越するかのとき説明が続いているのである。

このような一連の流れの中で、同関

連法案に対して反対意見を述べるマスコミに対し、初会合に参加した国会議員から、日本最大の経済団体である経団連に働きかけてその収入源を断ち、また、悪影響を与える番組のスポンサーを列挙・公表させることで、将来に亘ってその報道内容に萎縮的效果を及ぼそうとする意見が述べられたのである。もちろん、どのような番組が悪影響を与えるものなのかの判断基準は、「文化芸術懇話会」の寄って立つ立場からの判断基準ではない。第二に、上記国会議員の発言に対して大手報道各社が必ずしも敏感に反応しなかったことに私は驚愕する。この点、平成27年7月3日、日本外国特派員協会が「憂慮される発言と行動が繰り返されている」との抗議声明を出して敏感に反応したが、大手報道各社の反応は地方マスコミに温かい手をさしのべるようなものではけつてなかったと感じている。日本外国特派員協会の中だけが我が国の中で公正な論評を発表できる唯一の場なのかもしれない。

本当にこれでいいのか

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。